

【水道メールマガジン】 第6号(2019年7月)

県庁生活衛生課です／業務に役立つ情報 ～水道料金について～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

梅雨も明け夏本番を向かえるにあたり『湯水は大丈夫かな』と気になる

時期にもなりました。

ご承知のとおり8月1日は『水の日』です。

改めて水道事業のことを考える時、事業運営とは切っても切れない関係にある

「水道料金」についてお話させていただきます。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題

第6号 「水道料金」について

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

皆さまご存じのとおり、水道事業は、基本的に料金収入によって営まれています。

事業者の皆さまからも『水道料金』に関するお問い合わせをいただく機会が

増えております。

例えば、『大口需要者から水道料金が高いと言われる。大企業など契約者別に

水道料金を変えることは出来ますか?』というものです。

答えは、『水道法上、水道料金に関して差別的な取扱いをすることは禁止されて

いますが、料金体系の「用途」を「一般用」「業務用」「公衆浴場用」などと区別したり、

口径や使用量を踏まえた料金体系を設定することは可能です。』となります。

法律に沿って説明しますと、『水道料金』については、水道法第14条【供給規程】に

定められています。

同条は、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、

料金・給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めたものです。

(似たようなところで、電気・ガスといった生活インフラも「供給約款」という形で、料金について規定されています。)

同条第 1 項では、「水道事業者は、料金、給水工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。」とされています。

料金の設定に関しては、同条第 2 項で

「公正妥当な料金(第 1 号)」

「料金の明定性:料金が定率又は定額(第 2 号)」

「責任区分等の適正、明確性(第 3 号)」

「差別的取扱いの禁止(第 4 号)」

などと規定されています。

特に第 4 号「差別的取扱いの禁止」については、特定の需要者に対する不当な差別を禁止したものであって、正当な理由に基づいて格差をつける場合には当てはまりません。

例えば、用途別料金体系において一般用、営業用等に区別し、または、口径別料金体系において量水器の口径差に応じて格差を設けること、あるいは、従量料金において、その地域の将来の水需要の状況等を勘案して段階別逦増料金を設定する等合理的な理由に基づく場合には、不当な差別的取扱いには該当しない、とされています。

これに対して、同一の水道事業の給水区域において、新たに拡張した地区の工事費を勘案してその地区の料金を割高に設定したり、他の市町村の区域を給水区域に位置づけて給水する場合に、市外給水と称して割高の料金を設定する等は差別的取扱いに該当します。

また、水道料金体系は変えず、大口需要者である企業を誘致するために助成金や補助金といった形で優遇制度など設けている事業者もあります。

料金体系を見直される際には、差別にあたる料金体系はどのような場合なのか、正当な理由と認められる格差はどのようなケースなのかについて、

よく確認をしておく必要があると思われます。



発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel: 078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

